

# 教室掲示

## 昼休みの新型コロナウイルス感染症予防の取組について

令和3年9月10日  
生徒支援部

現在、県下の学校クラスターの多くがマスクを着用していない場面での会話で発生しています。6時間授業が再開されるため昼休みの対策が非常に重要となってきます。

無症状を含む陽性者がいた場合、2週間後（多くは5日後）にクラスターが発生しているからです。

そこで食事時の黙食徹底のため黙食の見守りを強化します。なお9/13～9/17は特別警戒の期間とし「1」を実施します。9/21

以降は状況を見て、皆さん自身での黙食が可能であれば、「2」の通りに変更して行きます。

1学期に複数の生徒から「昼食時、会話している状況がある。怖い。」という訴えがありました。9/21以降、皆さんが自主的に感染症予防に取り組むことができるように、この一週間で意識改革と協力をよろしくお願いします。

### 1 9/13～9/17の期間、以下のとおりとします。

- (1) 弁当持参の生徒は全員 HR 教室で「黙食」で食事をする。手洗い換気を徹底する。
- (2) 生徒は 12:35～13:00 までで食事を済ませて、食事が終了したものからマスクを着用し休憩をする。食後、常識の範囲内で三密を避けて会話をしてよい。
- (3) 12:35～12:55 までは HR 教室で担任(学年職員)が黙食を見守る。
- (4) 食堂で昼食の利用者（弁当持参のもの除く）は 12:35～13:00 で「黙食」の利用とする。スナック、アイス、ジュース等を購入のものは 13:00～13:20 までで「黙食」での利用とする。食堂の見守りは、生徒指導部が行う。
- (5) 昼休みの教室巡回指導を行う。

### 2 9/21～緊急事態宣言解除まで、黙食ができているクラスは以下のとおりとします。

- (1) 弁当持参の生徒は全員 HR 教室で「黙食」で食事をする。手洗い換気を徹底する。
- (2) 生徒は 12:35～13:00 までで食事を済ませて、食事が終了したものからマスクを着用し休憩をする。食後、常識の範囲内で三密を避けて会話をしてよい。
- (3) 教室で食事をするのが不安なものは担任に申し出る。
- (4) 食堂で昼食の利用者（弁当持参のもの除く）は 12:35～13:00 で「黙食」の利用とする。スナック、アイス、ジュース等を購入のものは 13:00～13:20 までで「黙食」での利用とする。食堂の見守りは、生徒指導部が行う。
- (5) 昼休みの教室巡回指導を行う。